

別紙2 機器等の設置条件

- (1) 公告した「設置及び設定業務」とは、機器等の搬入現地調整をさす。
- (2) 搬入現地調整作業実施の際、既存システム（沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等）に影響やトラブルを与えないこと。また、システム全体として正常に動作するよう、別途、県が当該ネットワークの機器更改等作業を委託する事業者（以下、機器更改等事業者という）と相互に協力し作業を行うこと。
- (3) 機器等は、機器更改等事業者の指示に従い、別途本県が指定する場所（沖縄県庁舎及び県内41市町村庁舎等）へ令和5年9月30日までに搬入を行うこと。
- (4) 機器等のうちハードウェアには、「リース開始年月日」を表記した標識（シール）を貼付すること。（標識を貼付する機器の範囲、貼付個所等については別途調整するものとする。）
- (5) 保守契約は、別途県が直接メーカーと締結するものとする。
- (6) 提出する沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム用機器等の設置及び設定業務体制証明書では、落札した場合、機器更改等事業者と協力のうえ、円滑に機器を現地へ搬入・調整することを申し出ること。
- (7) 設置・設定等に当たって、その他必要な事項がある場合は別途指示する。